国立大学法人東京医科歯科大学教授選考委員会規則

（平成２９年１０月１８日
規則第１１８号）

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学人事委員会規則（平成２９年規則第７１号）第２条第２項の規定に基づき、人事委員会の下に設置される教授選考委員会（以下、「選考委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（役割等）

第２条　選考委員会は、人事委員会からの諮問を受け、教授候補者を選考し答申する。

（定義）

第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「所属予定部局」とは、選考委員会が選考を行う教授候補者が所属する予定の組織のことをいい、その組織は別表１左欄に定める。

⑵　「教授会」とは、所属予定部局ごとに、別表１右欄に定めるものをいう。

（組織）

第４条　選考委員会は、所属予定部局ごとに別表２に掲げる者をもって構成し、人事委員会が承認するものとする。

２　前項により、委員長が指名した者について、人事委員会が適任と判断しない場合には、人事委員会は当該者の指名を承認しないことができる。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた者が委員長の職務を行う。

（選考手続き等）

第５条　選考委員会は、人事委員会の決定により、公募を行う。

２　選考委員会は、別に定める業績調査室へ、必要な調査を指示することができる。

３　選考委員会は、前項のほか、必要に応じた調査を行うことができる。

４　選考委員会は、前項までの手続きにより３名程度の教授候補者を選出したのち、教授会に報告し、意見を聴取する。なお、プレゼンテーション、質疑応答等（以下、「プレゼン」という。）の実施の有無については、選考委員会が決定することができる。

５　前項のプレゼンについては、原則として所属予定部局の教授会構成員の参加及び発言を認める。ただし、選考委員会が、選考に不都合が生じると判断する場合には、教授会構成員の参加を認めないことがある。

６　選考委員会は、前項までの手続きにより、２名以上の教授候補者を選考し、教授会の意見を付して、人事委員会に答申する。ただし、２名以上の教授候補者を選考することが困難である

場合には、その限りではない。
７　人事委員会は、必要に応じて、外部推薦者を選出し、意見等を求めることができる。ただし、所属予定部局が大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）又は大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の場合は、原則として、外部推薦者を選出するものとする。
８　外部推薦者は、必要に応じて、選考委員会に陪席することができる。
９　選考委員会の常設委員（別表２に掲げる委員長、人事委員会が指名する理事、執行役及び部局の運営に関わる者を指す。）は、当該選考分野の教授の採用から１年後に人事委員会に経過報告を行う。

（選考手続き等の例外）
第５条の２　第４条及び第５条の規定にかかわらず、別表に掲げる部局以外において、教授候補者の選考を行う場合の手続き等については、人事委員会が別に定める。

（議事）
第６条　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。
２　選考委員会は、委員の３分の２以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
３　選考委員会の議事は、議長を含め出席した委員の多数決で決することとする。ただし、多数決で決しない場合は、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）
第６条の２　選考委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）
第７条　選考委員会に関わる者は、当該選考委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）
第８条　選考委員会及び教授選考に係る庶務は、総務部人事企画課の協力を得て、所属予定部局の教授会の庶務を担当する事務部において処理する。

（この規則により難い場合の措置）
第９条　特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると人事委員会が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附　則
この規則は、平成２９年１０月１８日から施行し、平成２９年１０月１日から適用する。
附　則（平成３０年９月１３日規則第８４号）

この規則は、平成３０年９月１３日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年１０月５日規則第９９号）

この規則は、平成３０年１０月５日から施行し、平成３０年１０月１日から適用する。

附　則（平成３０年１１月３０日規則第１１５号）

この規則は、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則（令和元年７月１日規則第７６号）

この規則は、令和元年７月１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和元年７月４日規則第７７号）

この規則は、令和元年７月４日から施行し、令和元年７月１日から適用する。

附　則（令和２年９月３０日規則第９６号）

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２５日規則第４５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年５月２７日規則第９２号）

この規則は、令和４年６月１日から施行する。

附　則（令和５年１０月２４日規則第１１２号）

この規則は、令和５年１０月２４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別表１（第３条関係）

所属予定部局	教授会
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）及び病院（歯系診療部門を除く）	大学院医歯学総合研究科教授会（医学系）
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）及び病院（歯系診療部門）	大学院医歯学総合研究科教授会（歯学系）
大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻生体検査科学講座	大学院医歯学総合研究科生体検査科学系教授会
大学院保健衛生学研究科	大学院保健衛生学研究科教授会
生体材料工学研究所	生体材料工学研究所教授会
難治疾患研究所	難治疾患研究所教授会

別表２（第４条関係）

所属予定部局	教授選考委員会	委員長	人事委員会が指名する理事、執行役	部局の運営に関わる者	人事委員会が指名する者	委員長が指名する者	部局の運営に関わる者が指名する者
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の基礎系分野	基礎系教授選考委員会（医学系）	医学部長（１）	理事、執行役（１）	医学科長（１）	人事委員会が指名する者（１）	委員長が指名する者（１）	部局の運営に関わる者が指名する者（１）
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の臨床系分野及び病院（歯系診療部門を除く）	臨床系教授選考委員会（医学系）	医学部長（１）	理事、執行役（１）	病院長（１）	人事委員会が指名する者（１）	委員長が指名する者（１）	部局の運営に関わる者が指名する者（１）

大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の基礎系分野	基礎系教授選考委員会（歯学系）	歯学部長（１）	理事、執行役（１）	歯学科長（１）	人事委員会が指名する者（１）	委員長が指名する者（１）	部局の運営に関わる者が指名する者（１）
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の臨床系分野及び病院（歯系診療部門）	臨床系教授選考委員会（歯学系）	歯学部長（１）	理事、執行役（１）	首席副病院長（１）	人事委員会が指名する者（１）	委員長が指名する者（１）	部局の運営に関わる者が指名する者（１）
大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻	教授選考委員会（口腔保健）	歯学部長（１）	理事、執行役（１）	口腔保健学科長、口腔保健衛生学専攻長又は口腔保健工学専攻長（１）	人事委員会が指名する者（１）	委員長が指名する者（１）	部局の運営に関わる者が指名する者（１）
大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻生体検査科学講座及び大学院保健衛生学研究科	教授選考委員会（保健衛生）	医学部長（１）	理事、執行役（１）	保健衛生学研究科長又は保健衛生学科長（１）	人事委員会が指名する者（１）	委員長が指名する者（１）	部局の運営に関わる者が指名する者（１）

生体材料工学研究所	教授選考委員会（生体材料工学研究所）	生体材料工学研究所長（１）	理事、執行役（１）		人事委員会が指名する者（２）	委員長が指名する者（２）	
難治疾患研究所	教授選考委員会（難治疾患研究所）	難治疾患研究所長（１）	理事、執行役（１）		人事委員会が指名する者（２）	委員長が指名する者（２）	

※　（　）の数字は人数を示す。

※　委員長が指名する者については、（　）に示す人数を、原則として、当該部局の教授会の構成員の中から委員長が指名する。